

第1回宮崎県教科用図書選定審議会 会議概要

- 1 日時
令和3年4月30日（金） 午前10時から正午まで
- 2 場所
宮崎県防災庁舎 防72号室
- 3 出席者
 - (1) 委員（18名出席）
満園真由美委員、黒木倫徳委員、南真紀子委員、松下綾委員、井上伸也委員、
上杉可奈子委員、矢野恭子委員、高松泰委員、細山田修委員、佐々木孝弘委員、
岩崎香恵委員、石川優子委員、立元真委員、田宮昌子委員、山下勉委員、
佐藤公洋委員、河野美保委員、岡本吉弘委員
 - (2) 事務局
教育次長（教育振興）、義務教育課長、特別支援教育課長、義務教育課課長補佐、
特別支援教育課課長補佐、義務教育課主幹（義務教育・学力向上担当）
義務教育課副主幹（義務教育・学力向上担当）
義務教育課指導主事（義務教育・学力向上担当）
特別支援教育課指導主事（指導担当）
- 4 議事内容
 - (1) 県教育委員会あいさつ
 - (2) 委員及び事務局職員紹介
 - (3) 教科用図書選定審議会について
 - (4) 会長及び副会長選出
 - (5) 会長及び副会長あいさつ
 - (6) 議事
 - ア 諮問
 - ① 小学校及び中学校（県立以外）、並びに義務教育学校用教科用図書について
 - ② 県立中学校及び中等教育学校（前期課程）用教科用図書について
 - ③ 小学校及び中学校、並びに義務教育学校の特別支援学級用教科用図書について
 - ④ 特別支援学校の小学部及び中学部用教科用図書について
 - ⑤ 採択の公正性、透明性について
 - イ 質疑
 - (7) 今後の審議会開催計画
 - (8) その他
- 5 要旨
 - 義務教育課課長補佐が、本審議会の役割等について説明した。
 - 委員の互選により、立元真委員が会長、満園真由美委員が副会長として、選任された。
 - 義務教育課長が、県教育委員会から本審議会への諮問事項について説明を行い、質疑応答が行われた。
 - 義務教育課主幹（義務教育・学力向上担当）が諮問事項1、2の答申作成の考え方及び諮問事項5の採択の公正性、透明性について、特別支援教育課課長補佐が諮問事項3、4の答申作成の考え方について、それぞれ説明し、審議が行われた。
- 6 主な質疑内容

(1) 諮問事項について

<小学校及び中学校（県立以外）、並びに義務教育学校用教科用図書について>

Q： 本年度、中学校社会（歴史的分野）のみ採択替えが可能ということであるが、その他の教科については、採択替えができないという理解でよいか。

A： 令和3年3月30日付けの文科省通知には、「採択替えを行うことができるのは、新たに発行されることとなった教科書の種目のみであり、その他の種目の教科書については採択替えを行うことはできない」と示されている。したがって、中学校社会（歴史的分野）のみ採択替えが可能ということになる。また、あくまでも採択替えを行うか否かは、採択権者の判断ということになる。

Q： 今回新たに発行されることとなった「自由社」のみ調査研究を行い、その他の発行者の教科用図書の調査研究は行わないという理解でよいか。

A： 令和3年3月30日付けの文科省通知には、「新たに発行されることとなった教科書の種目の全ての教科書について、採択権者において改めて調査研究を行った結果」と示してある。したがって、令和2年度に調査研究した7者と、今回発行されることとなった「自由社」を併せて、8者の調査研究を行うことになる。

<県立中学校及び中等教育学校（前期課程）用教科用図書について>

Q： 県立中学校や中等教育学校においても同様に採択替えが可能という理解でよいか。

A： 県立中学校や中等教育学校の前期課程においても採択替えが可能である。ただし、県立中学校及び中等教育学校は採択権者は県教育委員会となり、県教育委員会が採択を行うことになる。

<小学校及び中学校、義務教育学校の特別支援学級用教科用図書、特別支援学校の小学部及び中学部用教科用図書について>

Q： 今年度は、中学校において社会（歴史的分野）の教科書のみ採択替えができるということであるが、特別支援学校の中学部で使用する教科書については、どのような流れで採択が進むのか。

A： 採択の予定については、特別支援学校で校内教科用図書選定委員会を設定し、希望教科書を県教育委員会に申請し、県教育委員会が採択していく流れである。

<採択の公正性、透明性について>

Q： 「情報の積極的な公表」に関して、「開かれた採択の一層の推進」に努めるとの説明であったが、具体的には、県そして地区はどのようなものを公表するのか。

A： 県としては、選定審議会員及び専門調査員の名簿、研究資料、選定審議会における議事の概要などを公表する。また、採択地区協議会においても、議事録、採択結果、採択理由、研究資料などを公表するよう努力義務が課されている。いずれも、採択に関する説明責任が果たせるよう、教科書の特徴が明瞭に分かるような採択基準を設け、研究を進めていくことが重要であると考えている。

(2) その他

<今後の審議計画について>

意見： 今後、本審議会が答申で示した内容等をもとに、県教育委員会が指導助言等を行うことになる各採択地区協議会の在り方についての意見である。

各採択地区は、本年度、協議会を予定していなかったために、これから補正予算を組んだり、調査員を選定したりと、4年に1度行う「採択替え」の年と同様の進め方ができない地区もあるのではないかと予想される。

したがって、昨年度の研究結果等を十分に活用するとともに、規模を縮小するなど、感染防止に配慮した上で、各採択地区の実態に応じて柔軟に実施してもよいのではと考える。

意見： 昨年度同様、事務局で答申案を作成し、第2回教科用図書選定審議会で提案してもらおうとありがたい。

<デジタル教科書について>

意見： 今後、多くの学校でデジタル教科書の活用が見込まれる。現在、デジタル教科書は教材として位置づけられており、教科書無償給与制度には位置づけられていない。よって、本審議会での研究の対象ではないものの、今後、制度的な変更がどのようになるのか等、国の動向について注視していただきたい。

<事務局からの提案について>

Q：第2回の選定審議会について、事務局から予定（提案）があるか。

（提案1）

第2回の審議会は、5月28日（金）に行いたい。内容については、専門調査員による調査研究の報告をさせていただいた上で、事務局が作成した答申案について審議いただく。

ただし、新型コロナウイルス感染症の状況次第では、審議会への委員の出席が困難となることも予想される。そこで、宮崎県教科用図書選定審議会規則第3条2項において、「審議会は、在任委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き議決することができない。」とある。一方、第6条には、「この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し、必要な事項は審議会が定める。」とある。従って、「不測の事態が生じた場合は、本審議会の出席について、委員の承認書への署名をもって出席とみなしてよいか。」ということについて審議いただきたい。

（提案2）

宮崎県教科用図書選定審議会規則第3条3項には、「審議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は、会長の決するところによる。」とある。

第2回審議会が開催できない場合、出席委員の意見を聞くことができないので、同規則第6条の規定により、会長、副会長には出席いただき、その他の委員においては、委任状の提出をもって、その一切の権限を会長に委任することとしてよいか。

意見： 今回のコロナ禍をきっかけに、あらゆる分野がデジタル化の加速へ注目するようになった。そして with コロナの今、web 会議方式でも実施可能ではないか。今後検討してみたいか。

意見： 「新型コロナウイルス感染症の状況次第で」と提案があったが、参集型で開催するか否かについて、基準を決めておく必要はないか。

回答： 開催方法については、今後も検討を重ねることとする。参集型で開催するか否かについては、県独自の基準である感染急増圏域（赤圏域）に県内の一部が指定される状況があれば、参集型での開催は難しいのではないかと考える。本県の新型コロナウイルス感染症対策本部会議等の対応に基づき、判断していきたい。

全会一致で承認